

令和7年6月2日(月)時点

**かわさき教育プラン
点検・評価シート(別紙)
(第3期実施計画 令和6年度版)**

令和6年度の教育プラン事務事業の評価結果一覧

基本政策Ⅰ	人間としての在り方生き方の軸をつくる	3
基本政策Ⅱ	学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	4
基本政策Ⅲ	一人ひとりの教育的ニーズに対応する	9
基本政策Ⅳ	良好な教育環境を整備する	11
基本政策Ⅴ	学校の教育力を強化する	13
基本政策Ⅵ	家庭・地域の教育力を高める	15
基本政策Ⅶ	いきいきと学び、活動するための環境をつくる	16
基本政策Ⅷ	文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	18

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸を作る	施策1 キャリア在り方生き方教育の推進	社会のさまざまな領域において急激な構造変化が進み、産業・経済の変容は雇用形態の多様化や流動化にもつながっています。就職・進学を問わず子どもたちのキャリア形成をめぐる環境が大きく変化し、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力や態度を育てるキャリア教育のさらなる充実が求められています。 平成28(2016)年度からすべての市立学校で実施している「キャリア在り方生き方教育」は、子どもたちの社会的自立や共生・協働の精神を培う視点から、各学校における教育活動を幅広く見直し、これまでの取組を価値づけ、改革していくための理念であり、子どもたちの自立に必要な能力や態度を育てる教育です。 小学校からの系統的な取組を通して「自分をつくる」、「みんな一緒に生きている」、「わたしたちのまち川崎」の3つの視点で、「学ぶこと、働くこと、生きることの尊さを実感し、学ぶ意欲をもった人材」、「共生・協働の精神をもち、共生社会を実現していく人材」、「心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着をもち、将来の川崎の担い手となる人材」を育成していきます。 そのため、特別活動を要として「かわさき共生＊共育プログラム＊」など既に各学校で実践されている取組と教科等の学習活動を相互に結びつけ、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、引き続き、すべての教育活動を通じて「キャリア在り方生き方教育」を推進していきます。 あわせて、急激な社会・産業構造の変化の中でも、子どもたち一人ひとりが将来直面するであろう現代的な諸課題に、柔軟かつたくましく対応できる力を育て、自信を持って可能性に挑戦することができるよう、将来の生活や社会と関連付けながら、「キャリア発達」の見通しを持ったり、振り返ったりする機会を設けていきます。 また、子どもたちにとっては、1日の生活の大半を過ごす「学校」が身近な「社会」であり、「学校」を通じて「社会」を理解する取組の充実を行い、社会的自立と社会参画の力を育みます	1	キャリア在り方生き方教育推進事業	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく「キャリア在り方生き方教育」を推進するため、「手引き」等関連する資料を活用しての研修や担当者研修を通して理解を深めるとともに、指導体制の構築や家庭との連携を図ります。	①各学校におけるカリキュラム・マネジメントに基づいた教育活動の充実(担当者研修会3回) ②「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリア・パスポート」を活用した取組の推進 ③研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進(情報交換会3回、研究推進校報告会1回) ④広報等による保護者等への理解促進	目標どおり達成できました。 ①「キャリア在り方生き方教育・進路指導担当者研修会」を年間3回実施し、訪問研修等を117回実施しました。また、「市制100周年担当者会」を年間3回実施し、「学校e～ね★サミット」「全国都市緑化かわさきフェア」の取組を推進することで各校の教育活動の充実を図ることができました。 ②「キャリア在り方生き方ノート」「キャリア・パスポート」の活用について、職員研修用動画を作成し発出することで教職員の理解を深めました。 ③東小倉小学校、向丘小学校、平中学校、南大師中学校での研究を支援し、情報交換会3回、担当者研修会で報告することで研究結果を広く市立学校へ周知啓発することができました。 ④キャリア在り方生き方教育について理解を深めることができる保護者向けリーフレットを作成・配布することで保護者や地域の人々へ理解促進を図ることができました。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	施策1 確かな学力の育成	「確かな学力」を育成するためには、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」をバランスよく育み、主体的に学習に取り組む意欲を養うことが必要となります。本施策では、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、1人1台端末を最大限に活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的にした学習活動の充実を図っていきます。	2	学力調査・授業改善研究事業	学力の状況を的確に把握するために、調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進します。	①市学習状況調査・市学習診断テストの実施及び結果の活用推進 ②全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における授業改善の推進 ③実践事例集の活用による指導力の向上	目標どおり達成できました。 ①市学習状況調査(教科調査及び学習に関する意識調査)は、4月に市立小・中学校及び市立聾学校の6学年(小4～中3)63,067人に実施しました。各学校に対しては、実施方法や分析方法等の説明や校内研修の事例紹介、各教科の調査結果に基づく授業改善例等を校長説明会や担当者説明会、研修(動画配信)で周知しました。児童生徒・保護者に対しては、個人票を7月に配布し、学習状況を伝え、GIGA端末との連携も含め学習改善に活用できるよう支援しました。 ②全国調査は、調査結果を分析、研究し、明らかとなった課題と課題に対する授業改善の手立てを担当者説明会などで共有し、各学校の取組を支援しました。 ③実践事例集は、学習指導要領に対応するとともに、市学習状況調査の結果から川崎市の児童生徒の実態に応じた授業改善の手立てやGIGA端末を効果的に活用する実践事例を各教科等デジタル事例集として、各学校に周知しました。
			3	きめ細かな指導推進事業	習熟の程度に応じた、きめ細かな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。	①GIGA端末導入や学習状況の効果を踏まえた有効な指導に向けた研究実践の推進 ②研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細かな指導・学びの推進	目標どおり達成できました。 ①GIGA端末におけるきめ細かな指導や学習状況調査を活用したきめ細かな指導の活用モデルなどに関して、「個別最適な学び」につながる端末の活用や川崎市学習状況調査の1年間を見通した「通年活用モデル」の実践事例などについて担当者会にて研修を行いました。 ②担当者会において、きめ細かな実践の具体例をあげて説明し、学校担当者の役割を確認するなど各学校でのきめ細かな指導を推進しました。また、第1回担当者会におけるアンケートを分析し、その結果をもとに、第2回で協議を行うことや、近隣の学校ごと(基本として中学校区)で各学校での実情や取組について情報交換を行いました。
			4	英語教育推進事業	外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、研修の充実により教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手(ALT)を活用する等、英語教育を推進します。	①英語教育推進リーダーの活用 ②ALTの配置・活用による英語教育の推進(小中学校107人、高等学校6人) ③小学校における中核英語教員(CET)研修の実施 ④中学校、高等学校における外国語教育指導力向上研修の実施 ⑤大学と連携した各種講座や外部試験受験の促進(中学校英語二種免許取得講習受講者2人) ⑥小学校英語強化教員(ERT)を派遣し、学級担任との連携による英語授業力向上を推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①英語教育推進リーダーを初任者研修の示範授業者を務める等、活用を推進しました。 ②ALTを小・中・特別支援学校に107名、高等学校に6名、計113名を配置し、活用を推進しました。 ③年3回の中核英語教員(CET)研修を実施しました。 ④中学校2回、高等学校2回の外国語教育指導力向上研修を実施しました。 ⑤小学校(外国語)教員養成課程修了者の採用が行われました。
			5	理科教育推進事業	企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者の派遣授業などの実施を支援するとともに、理科支援員の配置や中核理科教員(CST)の養成などにより、若い教員の授業力向上や観察・実験の機会の充実を図り、魅力ある理科教育を推進します。	①理科支援員配置による理科教育の推進 ②横浜国立大学と連携した中核的理科教員(CST)の養成及び活用の推進(養成数75人、CSTによる研修数:4講座) ③先端科学技術者の派遣授業の実施(16回)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①小学校に理科支援員を配置し、観察、実験等の充実や環境整備を進めました。 ②横浜国立大学の中核的理科教員(CST)養成プログラムを共同実施し、現職教員4名が受講しました。 ③CST認定者を講師とし、理科の安全指導に関する研修等を8回開催しました。 ④子どもたちの理科への興味・関心を高めるため、先端科学技術者の派遣授業を18回行いました。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
			6	学校教育活動支援事業	豊かな自然環境での宿泊体験を通じて心身ともにたくましい児童の育成を図るため、小学校5年生及び中学校1年生において、ハケ岳少年自然の家を利用して2泊3日の宿泊体験学習を行います。また、教育活動サポーターを各学校の要請に基づいて配置します。	①教育活動サポーターの配置 ②小・中・特別支援学校における自然教室の実施(ハケ岳少年自然の家等)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①学習支援、教育相談支援等を行う教育活動サポーターを小学校80校に計3,507回、中学校32校に計1,113回配置しました。教育活動サポーターについては、学校やサポーター等がマッチングしなかったこともあり、目標を下回りましたが、学校のきめ細やかな指導を支援するため、引き続き配置を行います。 ②自然教室については全校実施しましたが、バス運転手不足による入れ札不調により、一部の学校が日程及び実施場所を変更することとなりました(西有馬小→足柄ふれあいの村、菅生小→愛川ふれあいの村、西中原中→富士緑の休暇村)。また、ハケ岳少年自然の家の老朽化や土砂災害特別警戒区域指定等の課題をはじめ、バス入れ札不調となった現状を踏まえ、自然教室の持続可能な全校実施に向け、学校ごとに時期や実施場所を選べる手法にしたところ、令和7年度は小学校19校、中学校16校が他施設で実施することとなりました。なお、幅広く検討した結果、施設整備については、安全性やコスト比較の観点から一旦、検討を凍結し、「他施設の活用」を前提に検討を進めることとし、「今後の自然教室の方向性等について(中間報告)」として取りまとめました。
基本政策Ⅱ	基本政策Ⅱ 学ば育意を育て、「生きる力」を伸ばす	豊かな心の育成	7	道徳教育推進事業	各学校の実態を踏まえた道徳教育の充実のため、道徳教育推進教師研修や教員経験5年目以下の教員を対象とした研修を行い、「特別の教科 道徳」を要とし、学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育を推進します。	①学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた担当者研修等の実施	目標どおり達成できました。 ①学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、担当者の研修を2回実施しました。「自尊感情を高めるために学校や教師ができること」についての講演や道徳教育の取組の情報交換を実施し、教育活動全体を通じて児童生徒の道徳性を養うことができるように推進しました。また、教員経験5年目以下の教員を対象とした研修では、市内教員による講演や授業を参観しての研究協議を通して、道徳科の授業づくりについて理解を深めることができました。 ②各学校の道徳教育全体計画作成において、焦点化した教育活動を展開した事例等を取り上げるなど、指導内容、指導時期を工夫できるようにしました。また、各学校の取組が見られるようにクラウドで共有したことで、児童の変容や教員の共通理解の図り方等について参考にした学校が増えました。
			8	読書のまち・かわさき推進事業	読書活動優秀団体(個人)や児童生徒(学校)の表彰、川崎フロンターレとの連携による読書推奨キャンペーンの実施等とともに、総括学校司書や学校司書、学校図書館ボランティア等と学校が連携し、児童生徒の読書活動を促します。	①「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づく事業推進 ②総括学校司書及び学校司書配置による学校図書館の充実(総括学校司書:21人 学校司書:92人) ③図書ボランティアによる読書活動の推進 ④司書教諭・図書担当教諭や統括学校司書・学校司書、図書ボランティアの資質向上のための研修の実施(実施回数:31回) ⑤川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校における読書活動の推進に取り組みました。 ②総括学校司書の配置(20名)とともに、新たに会計年度任用職員として学校司書の全小学校への配置(114校)を行いました。総括学校司書については、年度途中の退職があり、年度途中で欠員分補充の追加選考を行いました。目標を下回りましたが、引き続き、欠員分の補充を行っていきます。 ③図書ボランティアによる学校図書館の環境整備や読み聞かせ等により、読書活動を推進しました。 ④司書教諭・図書担当教諭や総括学校司書・学校司書、図書ボランティアの研修を23回実施しました。各区で行う図書ボランティア研修について、一部合同で実施したため、目標を下回りましたが、今後も開催手法を含め、工夫しながら取り組みます。 ⑤読書活動優秀団体(個人)や児童生徒(学校)の表彰、川崎フロンターレと図書館との協働により現役選手による読み聞かせイベントを1回実施するとともに、ポスター、リーフレット、しおりを作成し、図書館等施設及び学校を通じて児童生徒に配布しました。また、市内の小学校(3校)において川崎フロンターレのコーチ及び劇団ひとみ座による読み聞かせを実施しました。
			9	子どもの音楽活動推進事業	川崎市内在住・在学の生徒から成る吹奏楽団を結成し、公演を行うとともに、ミューザ川崎シンフォニーホールで市内の小中学生にプロのオーケストラ演奏を鑑賞する機会を提供するほか、音楽関係の部活動に所属する生徒を対象に、市内音楽大学と連携してより専門的な指導を行うことで、演奏技術や表現力の向上を目指す等の取組を行います。	①「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施(体験者数:10,000人以上) ②ミューザ川崎シンフォニーホールを舞台とした「子どもの音楽の祭典」の実施 ③市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」(中学生)の育成(実施校数:20校)	目標どおり達成できました。 ①「子どものためのオーケストラ鑑賞」を実施し、計10,977人が体験しました。(ミューザ川崎シンフォニーホール体験者数:8,917人/テアトロ・ジューリオ・ショウワ体験者数:2,060人) ②子どもの音楽の祭典は、計画どおり1月に実施しました。 ③市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」は、20校で実施しました。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	施策3 健やかな心身の育成	「健やかな心身」を育成するには、たくましく生きるための健康な体や体力を育んでいく必要があります。生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むために、心身の調和的な発達を図ることは大変重要です。本施策では、子どもの体力向上のための方策の推進やさらなる食育の充実など、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培う取組を推進していきます。 第2期実施計画の期間中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、市立学校全校で臨時休業となる事態となりましたが、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、感染防止対策を講じながら教育活動を行い、子どもたちが安心して過ごせるよう取組を進めています。	10	人権尊重教育推進事業	人権尊重教育推進会議等での情報交換及び各種研修や研究推進校・実践推進校への研究支援を通して教職員等の意識の向上を図ります。また、人権教育補助教材や子どもの権利学習資料の作成、配布を行うとともに、子どもの権利学習派遣事業を通して子どもの人権感覚を育みます。	①人権尊重教育推進会議を通じた情報共有や意見交換の実施(会議開催回数:年1回) ②人権尊重教育研究推進校・実践推進校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施(研修参加者数:3,053人以上) ③人権尊重教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 ④子どもの権利学習派遣事業の実施(派遣学級数:122学級) ⑤学校におけるさまざまな人権課題に関する周知・啓発	ほぼ目標どおり達成できました。 ①人権尊重教育推進会議については、書面開催から対面に変更し1回実施しました。 ②学校での実践については、人権尊重教育研究推進校3校、実践推進校2校を定め、学校での人権尊重教育推進の取組を継続したことで、具体的な人権尊重の視点に立った指導や支援の実践を通して人権尊重の学校づくりを進めることができました。また、研修については、オンラインや対面など様々な形態等で実施し、3,447人が参加しました。 ③教材等については、GIGA端末のジャムボードを活用した子どもの権利カードの教材を開発し、各学校で活用するとともに、情報共有サイト人権尊重教育資料に性的マイノリティの相談機関を掲載するなど、引き続き学校への情報提供等の体制充実に努めました。 ④子どもの権利学習派遣事業については、CAPプログラム子どもワークショップを21校78学級が実施しました。また、大人ワークショップを教職員を含む幅広い大人を対象に実施しました。また、性の多様性プログラムを29校、151学級、授業プログラムを9校、52学級が実施しました。 ⑤さまざまな人権課題に関する周知・啓発については、引き続きNPOと協力し性的マイノリティ理解促進のための保護者向けリーフレットを配布しました。
			11	多文化共生教育推進事業	外国人教育推進連絡会議等での情報交換及び「学校でできる多文化ふれあい交流会」を通して教職員の意識の向上を図ります。また、講師派遣を通して子どもたちの異文化理解の促進を図ります。	①さまざまな国や地域の文化を伝える外国人市民等を講師として派遣する「多文化共生ふれあい事業」の推進(派遣校数:62校、派遣人数187人) ②外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報共有や意見交換の実施(会議開催回数:年1回) ③各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①の外国人市民等講師については、延べ211人を学校に派遣しました。 ②の外国人教育推進連絡会議については、対面開催により1回実施しました。これまでの会議での意見聴取により内容を更新した「外国につながる児童生徒・保護者のための支援事業一覧(学校版)」を作成、配付しました。 ③については、「学校でできる多文化ふれあい交流会」をオンラインで開催し、各学校の取組状況についての情報交換を行いました。
			12	子どもの体力向上推進事業	児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材を活用しながら学校体育活動を充実します。	①中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施 ②休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」の推進 ③部活動実施への支援	目標を下回りました。 ①中学校総合体育大会と小学校陸上記録会を実施しました。また、市立小学校地区別運動会は各学校で実施しました。今後も実施方法等について継続検討していきます。 ②休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」の成果を競う「kawasaki キラキラ みんなでチャレンジ」を実施しました(19校)。 ③顧問教諭と連携・協力して技術的指導を行う部活動指導員を派遣しました。なお、近隣大学への募集等の広報を実施し、安定的な指導人材の配置に向けた取組を進めましたが、部活動指導員希望者の希望時間と部活動時間の乖離、兼業の問題や会計年度職員制度とのミスマッチなどから、目標を下回りました。引き続き、効果的な広報を進めるとともに、人材の安定的な確保を図るため、部活動指導員の制度見直しなど、学校の実態に即した制度変更への検討を行っていきます。
			13	健康教育推進事業	疾患を早期発見し健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、子どもたちの望ましい生活習慣の確立、心の健康の保持・増進、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、各学校における健康教育の一層の充実を図ります。	①新型コロナウイルス感染症防止対策の推進 ②喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進 ③児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ④学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 ⑤スクールヘルスリーダー派遣による若手養護教諭等への支援 ⑥学校における健康教育充実に向けた支援	目標どおり達成できました。 ①新型コロナウイルス感染症防止対策のため、教室の換気対策等を実施しました。 ②薬物乱用防止教室については中学校、高等学校で全校各1回実施しました。 ③児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応を周知しました。 ④学校保健安全法に基づく就学時の健康診断及び定期健康診断(心臓病、尿、結核含む)を実施し、疾病の予防に向けた受診指導や健康観察等、児童生徒の健康管理を行いました。 ⑤スクールヘルスリーダーを7校に派遣し、若手の養護教諭等への支援を行いました。 ⑥学校における健康教育充実に向け、学校歯科保健指導推進事業を前年度の実施結果の検証等を踏まえ小学校7校で実施しました。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
			14	健康給食推進事業	児童生徒等の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 ②中学校完全給食の円滑な実施 ③小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組の推進 ④安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援 ⑤学校給食費の適正な徴収	目標どおり達成できました。 ①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進については、主要食材は国産品を使用し、和風の天然だしを使った薄味で美味しい味付けの工夫や、「かわさきそだち」の野菜を使用した献立を提供するなど、「健康給食」をコンセプトとした給食を推進しました。また、小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進し、栄養教諭を中核としたネットワークを活性化し、中学校区を拠点として小・中学校をグループ化し、小・中学校、給食センター間の連携を図りました。さらに、大豆ミートを使用した給食献立のほか、市制100周年記念の献立として、市内産多摩川梨を使った『かわさきそだち』のなしゼリー」の提供をきっかけとして、学校給食におけるSDGsの取組について児童生徒が主体的に考える機会を創出しました。 ②中学校給食の円滑な実施については、学校給食センターPFI事業モニタリングを適切に実施し、安全で安心な給食を安定的かつ円滑に提供しました。 ③小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組の推進については、故障による機器の交換及び計画的な老朽機器の更新を28校で実施し、また、給食調理業務を新たに3校(新規開設校1校を含む。)で委託化を実施しました。 ④安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援については、良質な給食物資を安定的に供給するため、給食会と連携して給食物資の検査や苦情発生時の迅速な対応を行いました。また、給食会の運営体制を維持していく上で適切な費用を補助し、健全な経営に向けた支援を行いました。 ⑤学校給食費の徴収を適切に実施したほか、物価高騰に対応するため学校給食費の改定を行いました。また、オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)を活用した学校給食の申込受付を開始し、保護者や学校教職員の利便性向上を図ったほか、納期限を経過しても納付が確認できない保護者等に対しては、文書や電話、自宅への訪問による納付勧奨に加え、滞納が長期・高額化した世帯に対しては、法的措置(支払督促)を実施し、債務者間の公平性を確保するため、収入率の向上に向けた取組を進めました。
基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	施策4 教育の情報化の推進	令和3(2021)年1月、中央教育審議会の「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)では、新型コロナウイルス感染症により一層先行き不透明となる状況においては、目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、新学習指導要領で育成をめざす資質・能力が一層強く求められることが示されています。これらを実現するための授業づくりにあたっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善を行っていくことが求められており、その際、ICTを活用して、空間的・時間的制約にしばられずに今までできなかった学習活動の新たな可能性を探ることや、学習履歴(スタディ・ログ)の活用を図ることが重要であるとされています。 本市においては、国等の動向を見据え、教育の情報化に必要なICT環境の整備・活用に関し、教育分野、校務分野にわたる情報化施策として「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」を策定し、その計画に基づき、着実に事業を推進していきます。	15	教育の情報化推進事業	児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化のために、ICT環境の整備、研究や研修の充実、校務支援システムの検証、運用等の取組を進めます。	①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施 ②情報化推進モデル校を活用した取組の推進 ③判断力の育成など情報モラル教育の充実と家庭との連携推進 ④学習活動等で必要となるICT機器の更新・整備 ⑤校務支援システムの活用を中心とした教職員の働き方改革の推進 ⑥ネットワーク環境の充実にに向けた取組の推進	目標どおり達成できました。 ①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施について、重点事項の実現のため年3回の情報化推進協議会に諮り各事業を推進しました。また、各学校が具体的に教育の情報化に取り組むことができるよう、各校代表者参加の研修を4回、希望研修を3回、リクエスト研修を3回実施しました。 ②情報化推進モデル校を活用した取組の推進について、情報化推進モデル校2校で児童生徒の学校生活と学習の状況を把握して指導や評価に活かすための研究を進めました。得られた研究成果は、研修等を通じて全市の担当教諭に共有することで、各学校で行う指導や評価の取組に活かせるようにしました。 ③判断力の育成など情報モラル教育の充実と家庭との連携推進について、希望研修1回、リクエスト研修1回を行い、教職員の情報モラル教育の質の向上を図るとともに、保護者向けインターネットガイドによる家庭への啓発を図りました。 ④学習活動等で必要となるICT機器の更新・整備について、GIGAスクール構想下における教室のICT環境整備の在り方の検討を継続しています。今年度は、小学校40校と中学校、高等学校各1校の機器更新を実施しました。 ⑤校務支援システムの活用を中心とした教職員の働き方改革の推進について、システムによる効率的な帳票の作成を目的とした研修を5回実施しました。外部可搬媒体については資産管理システムによる制御を行い、適切で安全な活用が図れるようにしました。なお、学習系データと校務系データの連携、活用については、国の動向を注視しながら検討を継続しています。 ⑥ネットワーク環境の充実にに向けた取組の推進について、国の動向を注視しながら、ネットワーク環境の在り方について検討を継続しています。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策Ⅰ			16	かわさきGIGAスクール構想推進事業	児童生徒の情報活用能力の育成・教員の指導力の向上・スタディ・ログの効果的な活用のために、研修による人材育成や指導案検討など推進校等における研究の支援、導入アプリで得られる学習履歴(スタディ・ログ)等からの教育データの整理と活用、またそのための教育環境の充実に取り組みます。	①「かわさきGIGAスクール構想」に基づく着実な人材育成と現場におけるステップアップの支援 ②学校での活用を促進する人的支援 ③教科用デジタルコンテンツ等の活用に向けた検討 ④学習履歴(スタディ・ログ)など教育データの整理と活用 ⑤児童生徒数の増加等に対応したGIGA端末及び通信環境の確保	R6年度実績値については、R6年度実施の全国学力・学習状況調査において当該の質問項目が削除されたため、未記入となっています ①着実な人材育成のためにGSLに悉皆研修3回実施し、教員に20回の希望研修や学校のニーズに応じた要請研修を37校(延べ1400人受講)実施し、かわさきGIGAスクール構想ステップ3の「個別最適な学びと協働的な学びの一体的に充実」した授業改善に向けた研修を実施しました。また、推進協力校10校と研究推進校1校に複数回指導主事を派遣して、研究推進の支援を行いました。研究の成果は、授業公開等を通して全市に横展開しました。 ②小・中・特別支援学校にICT支援員を計1,352回派遣し、授業活用のための人的支援を行いました。 ③デジタル教科書活用に向け研修会を1回開催しました。デジタル教科書に付属するデジタルコンテンツを閲覧できる環境にしました。また、各部署のデジタル副読本作成を支援し、17の副読本を副読本ポータルサイトに掲載しました。さらに教育委員会事務局ポータルサイトを立ち上げ、各部署が作成した教員が授業で活用できる動画教材等を掲載しました。 ④教育データの利活用を進めるために、教育委員会事務局でデータ利活用研究会議を定期的に開催しました。また、新規に5つのダッシュボードを構築し、データを活用した支援の実施に向けてGIGAスクール構想を推進する教師(GSL)に研修を行いました。 ⑤年度当初の児童生徒数の増加及び年度途中の追加にも迅速にGIGA端末を追加配当を行いました。また、新設校の開校に向けて、端末の整備を行いました。通信環境についても適切な保守・管理を継続して行い、リモートでの緊急対応が可能な環境を維持し、通信環境のアセスメントにも着手しました。
基本政策Ⅱ 力を伸ばす 学ぶ意欲を育て、「生きる	施策5 魅力ある高等学校教育の推進	グローバル化、情報化の進展などの社会状況の変化に伴い、生徒の能力や適性、興味・関心、進路希望等が一層多様化しています。本施策では、市立高等学校で学ぶ生徒一人ひとりが、多様な人々と協力し、主体性を持ってさまざまな課題の解決を図っていくために必要となる力を身につけることができるよう、各校の特色を活かして多様な学習ニーズに対応する教育活動の充実を図り、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進していきます。	17	魅力ある高校教育の推進事業	魅力ある高校づくりのために、定時制高等学校の再編、全県的な普通科志向への対応、生徒や保護者、市民の幅広いニーズに応えるための特色ある教育の展開を進めます。	①「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進 ②高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施 ③川崎高等学校及び附属中学校における一貫した体系的・継続的な教育の推進 ④多様な主体との協働に向けた体制づくりと取組の推進	目標どおり達成できました。 ①市立高等学校改革推進計画第2次計画に基づき、令和6年度から橘高等学校定時制課程で実施している授業開始前の個別学習支援において、特別支援教育サポーターの派遣回数を増加し、学習ニーズに応じた学びの充実を図ったほか、第2次計画に位置付けられた各取組の実施状況等を検証及び課題を整理し、報告書として取りまとめました。 ②開放講座を8回、聴講生制度の講座を2回実施し、高等学校に対する市民の理解や交流を深める取組を推進しました。 ③川崎高等学校及び附属中学校において、中学校3年生の授業で高等学校の教員が参加するティーム・ティーチングを実施し、体系的・継続的な中高一貫教育を推進しました。 ④地域連携を主体とした授業を全校で取り組み、令和6年度は橘高等学校で本市の「かわさきプラスチック循環プロジェクト」への参加等を新たに実施しました。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策 Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	施策1 共生社会の形成に向けた支援教育の推進	本市では、共生社会の形成に向け、「インクルーシブ教育システム＊」の構築に取り組み、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進しています。今後もすべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることをめざします。	18	特別支援教育推進事業	「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。	①特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 ②エリア拠点校の設置と巡回方式による通級指導体制の充実及び知能・発達検査体制強化に向けた検討結果に基づく取組の推進 ③個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 ④特別支援教育研修の実施による教員の専門性の向上 ⑤医療的ケアを必要とする児童生徒の実情に合わせた支援の実施 ⑥長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 ⑦一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における特別支援教育サポーターの配置 ⑧小・中学校の特別支援学級への介助支援人材の配置 ⑨福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の実施 ⑩関係機関と連携した社会的自立に向けた就労支援の実施 ⑪中央支援学校大戸分教室及び高等部分教室の計画的な施設整備及び受入枠拡充に向けた県立特別支援学校新設に向けた取組の推進 ⑫児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進	目標どおり達成できました。 ①特別支援学校センターの機能担当が、対象児童生徒が在籍する129校に支援を行いました。通級指導教室センターの機能担当が通級による指導を受ける児童生徒の在籍小中学校を中心に、延べ1,939回の訪問を行いました。 ②エリア拠点校について、これまで設置していた幸区及び宮前区に加えて多摩区においても新たに設置し、全ての行政区で巡回方式による指導を実施しました。また、知能・発達の検査体制強化に向けて関係機関と連携し検討しました。 ③改訂版のサポートノート(個別的教育支援計画)について、担当者会議や研修等の場において、改めて活用の徹底を図りました。 ④必修研修・希望研修については、36回実施しました。 ⑤対象児童生徒43名に対して個々の医療的ケアの状況に応じた看護師配置を行い、うち7名を対象に自立支援を行いました。 ⑥東横恵愛病院訪問指導延べ19名、聖マリアンナ医科大学病院院内学級延べ58名の児童生徒の学習支援を実施しました。 ⑦小学校114校、中学校51校、高等学校4校(全・定)に特別支援教育サポーターを配置しました。配置回数については、19,330回以上を目標としており、21,302回配置しました。 ⑧小・中学校の特別支援学級における介助支援人材については、重度の障害のある児童生徒が在籍する25校に対して配置を行いました。 ⑨健康福祉局等関係機関と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、切れ目ない支援を実施しました。 ⑩就労支援について、学校や庁内関係機関、事業者等と連携し、特別支援学校高等部の就労支援を適切に実施しました。 ⑪中央支援学校大戸分教室及び高等部分教室の教育環境の改善に向けた取組については、校舎の改修工事等をそれぞれ進めるとともに、高等部分教室の学校化に向けた検討を進めました。また、県立特別支援学校設置に向けて、地域からの要望について、設置者である神奈川県と協議・調整を行うなど、取組を着実に進めました。 ⑫小中学校での通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については、特別支援学級を設置している全ての学校で実施し、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流については88名が直接交流を実施しました。
			19	共生・共育推進事業	豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、児童生徒指導の充実を図ります。	①各学校における授業の実施(年間6時間)の継続 ②「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修の実施(年2回) ③ICTを活用したエクササイズと効果測定への検証 ④エクササイズ集を活用した取組の実施	目標どおり達成できました。 ①各学校において年間7時間の授業を実施し、豊かな人間関係づくりに取り組むことができました。 ②「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修を、計画どおり2回実施しました。また、研究協力校を含む、要請校内研修等を延べ30回実施し、教職員の理解を深めることができました。 ③研究協力校を中心に、エクササイズや効果測定アンケートの実施状況を確認し、GIGA端末を活用した場合の実践上の課題等を共有することができました。 ④GIGA端末の整備によるネットワークコミュニケーションに対応したエクササイズやSOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズを、各学校で実施しました。
			20	児童生徒支援・相談事業	不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育てるため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。また、スクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	①全市立小中学校への支援教育コーディネーターの配置 ②コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施 ③スクールカウンセラーの配置による専門的支援の充実 ④小学校、特別支援学校へのカウンセラーの定期派遣の推進 ⑤スクールソーシャルワーカーによる学校・家庭等への支援及び関係機関との連携強化(スクールソーシャルワーカー配置:12名) ⑥多様な相談機能による相談支援の実施	ほぼ目標どおりに達成できました。 ①市立小中学校に支援教育コーディネーターを配置し、一人ひとりの児童生徒に寄り添った支援を充実させることができました。 ②参加するコーディネーターのニーズを把握し、実践につながるような研修を行うことができました。 ③夏休み後の児童生徒への不安の対応を含めスクールカウンセラーの専門性を生かした支援を行うことができました。 ④小学校・特別支援学校への学校巡回カウンセラーの定期派遣により、相談活動だけでなく、教職員の児童理解について指導助言を行うことができましたが、経験のある人材の確保やカウンセラー一人当たりの担当校数の多さなどの課題が残りました。 ⑤スクールソーシャルワーカーを増員し、一人ひとりの状況を把握し、素早い対応につなげることができました。 ⑥電話や来所での相談等、相談者のニーズに合わせて、多様な相談機能を生かした相談を進めることができました。来所相談における申込から相談開始までの待機日数の短縮に向けては、学校の相談機能を十分に活用できるよう、申込を原則学校からとしました。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策 Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	施策1 共生社会の形成に向けた支援教育の推進		21	教育機会確保推進事業	不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会確保を推進します。	①不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のための居場所としての「ゆうゆう広場」の運営 ②子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの配置・活用 ③西中原中学校夜間学級の運営、希望者に対する入学及び編入学相談の充実 ④GIGA端末等を活用した長期欠席・不登校等の児童生徒への支援 ⑤不登校特例校設置可能性の検討も含めた不登校支援の充実に向けた取組の推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①「ゆうゆう広場」においては、昨年度以上に多くの児童生徒に対し、個別や小集団による様々な活動を通して、社会的自立に向けた支援を行うことができました。 ②メンタルフレンドについては、大学生・大学院生等を採用し、定期的に派遣することで、支援の充実を図ることができましたが、安定的な人員確保のため、より一層大学等との連携を進めていく必要があります。 ③西中原中学校夜間学級について市民の方々に広く周知するとともに、学校と教育委員会が連携を図り、夜間学級への希望者に対して、入学・編入学相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、運営を進めることができました。 ④GIGA端末を活用した支援については、ICT環境の整備や学習ツールの配布等、より良い体制整備をすることができました。 ⑤本市の不登校対策の方向性を示した「不登校対策の充実に向けた指針」を策定し、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置については、令和6～7年度にかけて行う別室指導の充実や、ゆうゆう広場の機能改変に向けたモデル実施等の取組も踏まえながら、引き続き検討を進めることとしました。
			22	海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業	学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導等協力者(学習支援員)を派遣するとともに、特別的教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。	①海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ②初期段階の日本語学習と学校生活への適応支援 ③特別的教育課程による日本語指導の実施 ④多言語を用いた保護者等との円滑なコミュニケーション手段の確保 ⑤プレスクールの開催等を通じた円滑な就学に向けた支援	目標どおり達成できました。 ①②各区教育担当や学校、教育政策室で教育相談を行い、日本語指導の初期段階や中学生への学習支援、学校生活への適応を支援するために、279人の日本語指導初期支援員の新規配置を行いました。 ③特別的教育課程による日本語指導を、国際教室担当者及び非常勤講師の巡回により、対象児童生徒がいる全ての学校で実施しました。また、指導主事が日本語指導を実施している学校を訪問し、児童生徒の状況に応じた指導について助言を行いました。さらに、日本語指導の充実のため、国際教室を担当する教員や巡回非常勤講師を対象に、日本語指導や人権尊重教育に関する研修を7回実施しました。 ④希望する学校等に通訳機を51台配置し、計195台の配置となりました。また、通訳・翻訳支援として、547件の通訳者の派遣等を実施しました。 ⑤プレスクールについては、全区を対象に開催し、33組の外国につながるの児童及び保護者が参加しました。
			23	就学等支援事業	就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。	①就学援助費の支給による支援 ②特別支援教育就学奨励費の支給による支援 ③就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ④高等学校奨学金の支給及び大学奨学金の貸付による支援	目標どおり達成できました。 ①新小・中学1年生(次年度入学)への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を1,953件支給しました。また、就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について円滑に実施しました。 ②特別支援教育就学奨励費について、●●●●件(5月末確定予定のため件数未確定)支給しました。また、支給対象経費のうち学用品購入費について、レシート等での実費確認による算定から定額による支給に変更しました。 ③就学事務システムを活用し、約25,000人の新入学生の学齢簿登録を含む就学事務を円滑に実施しました。 ④高校生への奨学金について学年資金を578件、入学支度金を176件支給しました。また、大学奨学金における貸付による支援について、新たに2件採用しました。

令和6年度の教育プラン事務事業の評価結果一覧

基本政策Ⅳ

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策Ⅳ 良質な教育環境を整備する	施策1 安全教育の推進	学校安全を推進するためには、安全教育と安全管理の両面からの取組が大切であり、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的に、子どもたちの安全確保に取り組むことが求められています。本施策では、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故など地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校における取組事例を共有すること等により各学校の防災力の向上を図るとともに、地域や関係機関と連携した活動等をおして、子どもたちの防災意識を高めます。	24	学校安全推進事業	登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校による研究の推進等、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	①学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 ②踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 ③通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 ④学校防災教育研究推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進	目標どおりに達成できました。 ①スクールガード・リーダーについては、目標どおりの25名を配置しました。 ②地域交通安全員については、学校からの要請を受けて配置基準に合致した99か所に配置しました。 ③通学路の危険箇所については、通学路安全対策会議での議論を踏まえ、路面標示の設置・補修や注意喚起の標示の設置などの改善を行いました。 ④学校防災教育研究推進校については、目標どおりの7校を推進校に指定し、各学校の実態に沿ったテーマで研究を実践し、報告書を全学校に共有しました。
	施策2 安全・安心で快適な教育環境の整備	「学校施設長期保全計画」に基づき、改修による再生整備と予防保全により学校施設の老朽化対策、質的改善、環境対策等を実施し、長寿命化を推進します。また、トイレの洋式化・ドライ化による衛生環境の改善やエレベータ設置によるバリアフリー化を促進するとともに、非構造部材の耐震化など、学校の防災機能の強化に向けた取組を推進します。	25	学校施設長期保全計画推進事業	既存学校施設の改修等の再生整備手法により、より多くの学校の教育環境改善を図るとともに、老朽化対策、質的改善、環境対策による長寿命化を推進します。また、計画的に予防保全を実施します。	①「学校施設長期保全計画」に基づく長寿命化・再生整備の推進 校舎の工事:17校 体育館の工事:13校 ②緊急性の高い老朽化した給水管の適切な更新	目標を下回りました。 ①学校施設の長寿命化・再生整備については、校舎26校、体育館15校で工事を実施しました。校舎については、2校が入札不調の影響により工事年度が令和5年度から令和6年度へ遅れたこと、また、他の1校は、高等学校の工事が令和5年度単年工事から令和5、6年度の2か年工事になったことにより、3校増となりました。また、体育館については、隣接校との工事年度調整により事業実施年度を1年遅らせたことから、工事年度が令和6年度から令和7年度になったことにより、1校減となりました。 ②給水管の適切な更新については、昨年度から繰越しを含む24校の発注を実施し、そのうち契約した13校のうち、今年度に6校完成し、ほか7校は令和7年度に完成予定となっています。また、残りの11校については発注を実施したが、物価及び人件費の上昇や工事費の高騰や入札不調によるスケジュールの後ろ倒しにより、令和7度以降の速やかな完了を目指します。
			26	学校施設環境改善事業	教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、エコスクール化を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。	①既存校のエレベーター設置の推進(完了校数:170校) ②普通教室の空調設備の更新方針の決定 ③学校施設の防災機能の強化	目標どおり達成できました。 ①既存校のエレベーター設置の推進(171校完了) ②小中学校空調設備更新整備等事業について、設計業務及び維持管理業務を行いました。 ③非常用発電機等の適正な維持管理を実施しました。
			27	学校施設維持管理事業	学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。	①学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施(適切な保守・点検、管理、補修の実施) ②効率的・効果的な学校施設の管理(民間活用による管理体制の検討、調査) ③学校プール施設の効率的・効果的な管理(方針に基づいた取組の推進)	目標を下回りました。 ①1校でプールの止水を失念し水を流出させた事故が発生したことや、2校で受変電設備の故障に伴う停電が発生したことにより、学校運営等に支障をきたすことがありましたが、全体的には、点検や維持管理等の実施については、校舎(トイレ・窓ガラス等)の定期清掃、植栽管理、環境衛生管理、警備等の安全管理、学校廃棄物の適正処理及び減量化、建物・土地等の教育財産管理等を適正に実施しました。また、修繕の事務執行については、契約事務の手引きや局で作成した軽易工事契約に係る事務取扱手引等の遵守を徹底しました。 ②麻生区内中学校施設包括管理業務について、モデル事業を開始しました。 ③大戸小学校における民間プール活用の効率的運用を開始しました。また、新川崎地区新設小学校(新小倉小学校)における民間プール活用に向けた取組を推進しました。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
	施策3 児童生徒数・学級数増加への対応	大規模集合住宅の開発や人口動態、また、「義務標準法」の改正に伴う小学校の学級編制の標準の段階的な引き下げを踏まえた学級数の推計に基づき、教室不足が見込まれる場合には、一時的余裕教室等の普通教室への転用や、校舎の増改築、通学区域の変更、学校の新設等を計画的に行います。	28	児童生徒数・学級数増加対策事業	児童生徒の増加に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。	①住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施 ②児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討 ③新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進 ④児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた計画的な施設整備 (工事着手:宮前平中、工事完成:坂戸小、新作小、南百合丘小)	目標を下回りました。 ①児童生徒数及び学級数の推計の実施については、住宅開発状況や人口データを把握し、長期推計を作成しました。 ②児童生徒数の動向等に応じた地域ごとの対応の検討については、長期推計を基に増築等の対応が必要な学校を抽出し、施設整備に向けた計画を作成しました。また、児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討を行いました。 ③新川崎地区における新設小学校(新小倉小学校)の取組については、工事完了し、令和7年4月に開校となりました。 ④校舎増築工事については、1校(坂戸小)完了し、1校(宮前平中)工事着手しました。坂戸小については、工事着手後に校門前の歩道下に水路構造物が埋設されていることが判明し、その対応に時間を要したため令和5年度完成予定が令和6年度となりました。宮前平中については、入札不調のため、工事が令和5、6年度から令和6、7年度へと変更となりました。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策 V 学校の教育力を強化する	施策1 学校運営体制の再構築	学校に求められる役割が拡大する状況において、新たな教育課題等に対応するため、教員が授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築に向けた取組を推進します。	29	学校業務マネジメント支援事業	学校の教育力を高めるため、諸経費の適切な予算措置や教材の整備等の学校運営支援を行うとともに、教職員の勤務実態調査の結果を踏まえ、業務の効率化に向けた取組を推進します。	①学校運営体制の再構築に向けた取組(教職員勤務実態調査結果を踏まえた取組の推進) ②学校業務効率化等による教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進(教職員事務支援員又は障害者就業員:全小中学校配置、部活動指導員:66名) ③学校の円滑な運営に資する支援の実施	①令和4年3月に策定した「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組を総合的に推進するとともに、外部講師による業務改善支援研修を8校で開催し、さらに教職員の意識改革を醸成するため階層別研修を1回増やし4回開催しました。教職員勤務実態調査結果を踏まえ、6月から12月の間で全ての小中学校の全校長・教頭・教務主任を対象とした意見交換会を31回開催し、第3次となる働き方・仕事の進め方改革の方針策定に向け、学校現場からの働き方・仕事の進め方に係る意見・アイデアを得ることができました。 ②教職員事務支援員又は障害者就業員の全小中学校への配置継続するとともに、中学校における教職員事務支援員の勤務時間数を増やし、週30時間まで勤務可能としました。一部複数配置を含めた中学校52校での部活動指導員の配置により、教員の負担軽減等に取り組むとともに、休日の部活動の地域移行に向け中学校10校26部活において実践研究を実施しました。部活動指導員については、配置数は目標を下回りましたが、複数の部活動指導員を配置した学校は前年度の13校から20校となり、教員の負担軽減を図るとともに部活動における学校体育活動の充実が図られたことから成果は徐々に上がっており、引き続き勤務条件の見直し、近隣大学への募集を行うなど改善に向けた取組を進めます。市内の大学と協力し、小・中・高・大学生による部活動のワークショップを開催するなど、部活動に係る多様な意見を聴取できるよう対話の場を実施するとともに、中学校の部活動に係る懇談会を2回実施しました。 ③引き続き弁護士を会計年度任用職員として任用し、学校における法的問題について校長等からの相談に対応できるようにしました。
	施策2 学校運営の自主性、自律性の向上	「地域とともにある学校」として、各学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、学校運営協議会の拡充、学校評価の実施、夢教育21推進事業等の学校予算の自律性の確保を図ります。 学校が抱えるさまざまな課題について、専門機関や関係部署、地域社会との連携を強化して解決していくために、区における教育支援を充実します。	30	地域等による学校運営への参加促進事業	学校教育推進会議の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって学校運営に取り組む学校運営協議会を設置した学校(コミュニティ・スクール)の取組の成果を他の学校に波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、よりよい教育の実現をめざします。	①家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりと、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 ②学校運営協議会の運営支援及びコミュニティ・スクールの拡充(コミュニティ・スクール96校) ③コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発	目標どおり達成できました。 ①学校運営の推進については、学校運営協議会等を活用し、保護者や地域住民等と学校の情報を共有しながら地域の特色を活かした学校づくりを進めました。 ②コミュニティ・スクール拡充について、学校運営協議会を新規に44校に設置しました。新規設置校を含めた136校のコミュニティ・スクールを訪問し、学校運営協議会の運営状況等を把握しながら適正な運営確保のために、指導・助言を行いました。 ③実践成果の普及・啓発については、コミュニティ・スクール連絡会を開催するとともに、学校運営協議会設置準備校を訪問して、リーフレットを活用して制度の効果的な活用について情報提供しました。
			31	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、学校の取組を自主的・自律的に改善するための仕組みとして学校評価を推進します。	①学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 ②各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施 ③学校教育ボランティアの配置による学校活動の支援 ④小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進 ⑤区における教育支援の推進 ⑥学校運営費の効率的・効果的な執行	ほぼ目標どおり達成できました。 ①「夢教育21推進事業」を全校で実施し、学校がそれぞれの地域にある資源を活かして特色ある学校づくりを進めました。 ②学校評価の実施について、全校で自己評価及び学校関係者評価を実施しました。 ③学校教育ボランティア配置による学校活動の支援については、ボランティアコーディネーターを127校に配置し、学校教育活動の活性化を図りました。コーディネーターのなり手不足により目標値を下回りましたが、引き続き、保護者や地域の理解や協力を得ながら取組を進めます。 ④小中連携教育の推進については、小中連携教育担当者会での情報共有や小中連携教育実践報告での効果的な取組を共有しました。 ⑤区における教育支援の推進については、地域支援課や児童相談所等の関係機関と適切に連携して子どもの支援を行いました。教員の指導に關し、人権オンブズパーソンから勧告を受けた事案がありました。また、学校教育法施行規則に定められた授業時数の管理に課題が認められました。 ⑥各学校の特色に応じた予算調整を実施しました。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策 V 学校の教育力を強化する	施策3 教職員の資質・能力向上	教職員の採用に関する広報活動の充実を図り、試験方法等のさらなる工夫により、人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた多様で優秀な人材の確保を進めます。また、学校における教育活動の充実を図るため、教員の力量形成やキャリア形成に資する人事異動を行います。教職員が研修・研究に取り組む時間の確保に努めるとともに、ライフステージに応じた研修や校内研修など、さまざまな研修機会を活用して、教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図ります。	32	教職員研修事業	子どもたちと共に学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員の資質向上とミドルリーダーの育成充実を図ります。	①育成指標に基づく教職員の資質・能力の向上をめざした研修の実施 ②優秀な人材の確保に向けた、本市の教職を目指す人のためのかわさき教師塾「輝け☆明日の先生」の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①については、育成指標に基づく研修を計画、実施しました。必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座75回、その他の必修研修を22講座61回、希望研修を34講座92回行い、計69講座228回実施しました。研修の内容や開催形式を見直した結果、回数としてはわずかに目標値を下回りましたが、GIGA端末を効果的に活用し、データでの資料提供や同時編集を活用した協議等を行ったり、研修の目的や内容に応じて単方向型(動画配信)及び双方向型オンライン研修を実施したりして、より効果的に教職員が学び続けることができる研修体制の構築を図りました。 ②については、9月から2月までの土曜日に6日間、かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」を実施し、講話講義等を6回、演習等を6回実施しました。講義等の内容を踏まえた演習等を実施することで、受講者の理解が深まるように工夫しました。
			33	教職員の選考・人事業務	施策推進に資する定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等による創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。また、学校運営の活性化を図り、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。	①35人学級への対応と効率的・効果的な施策推進に資する定数算定や配当等の実施 ②計画的な人事管理と、創意と活力にあふれた魅力的な人材確保の推進	目標を下回りました。 ①小学校における35人学級への対応のほか、教職員の持ちコマ数を減らし、負担を軽減することや、専門性の高い教科指導による教育の質の向上等を図るため、教科担任制(英語専科担当教員の拡充を含む)の拡充等の工夫により、効率的・効果的な定数配当を行いました。また、学校の適正な運営の確保及び教育力の強化に向け、正規教員だけでは定められた授業時間数への対応が困難な場合、学校の実情に応じて非常勤講師を配置する等、適切な教職員の配置に努めました。 ②小学校における教科担任制の導入に伴い、専科教員公募対象教科及び対象校種の拡充により専門性の高い教員を確保するとともに、校種間異動を踏まえた人材育成を進めるため、中学校から小学校への異動(15名)を実施したほか、特別支援学級における専門性の高い教育の実現と、特別支援学校教員の人材育成を踏まえ、特別支援学校から小・中学校への異動(16名)を促進するなど、人事異動方針及び人事異動実施要領に基づき計画的な人事配置を行いました。また、育児短時間勤務制度の積極的な運用により、育児休業で長期に職場を離れた職員が復帰しやすい環境としました。教員採用試験では、より多様で優秀な人材の積極的な確保を図るため、小学校区分において大学3年生を対象とする試験を実施した他、採用選考の複数回実施として、秋期選考と冬期選考を新たに実施し、採用者数の確保に努めました(夏期の選考募集230名程度で採用216人に加え、秋期選考20人、冬期選考1人を採用)。また、採用に関する広報活動として、市内外、大学等での説明会を開催(213回(37回増))しました。さらに、昨年度に引き続き一般任期付教員の採用選考を行いました。しかしながら、35人以下学級の実施等に伴う教員定数や定年前の退職者数が増加する中、全国的な教員のなり手不足等の影響により、令和6年度当初において、全校種合計で131.5名の教員が未配置となり、教科担任制等として配置された教員を学級担任に充てて対応したほか、学級担任が不在となる影響を最小限にすることを教育的配慮として、義務標準法による標準(5年生まで35人)を超える学級編制(学級編制の弾力的運用)を許容する状況となりました。今後は、広報活動を引き続き充実させるとともに、新たな地方会場の拡充など試験方法の改善等を含め、人材の確保を図ります。
			34	教育研究団体補助事業	各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている教育研究団体に補助金を交付することにより、学校教育の充実発展に向けた研究活動等を支援します。	①各団体の活動支援	目標どおり達成できました。 ①各種団体に負担金等を補助し、活動を支援することで、本市の教育行政を進める上で必要な上部団体との交流を通じて、常に最新の情報収集、情報交換、研究の推進を図ることができました。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策 VI 家庭・地域の教育力を高める	施策1 家庭教育支援の充実	近年の社会環境の変化に伴って家庭環境の多様化が見られることから、関係部局や団体、企業等と連携しながら、家庭教育の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図っていきます。	35	家庭教育支援事業	子育て期の市民を地域全体で支え合う家庭教育環境を構築します。	①市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供 ②PTAによる家庭教育学級開催の支援 ③全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による情報共有の推進 ④企業や地域団体等と連携した取組の推進 ⑤オンライン講座やデジタル教材の提供、身近な施設等での出張講座の開催の推進	ほぼ目標どおり達成しました。 ①市民館における家庭・地域教育学級については、24回開催し、目標を上回る学習機会の提供を行うことができました。 ②PTAによる家庭教育学級については、98校での開催にとどまりました。各PTAがより積極的に開催できるように、市費による講師派遣の要件を令和6年度に見直したことを周知徹底し、各校のPTAに個別の働きかけを行うなど、各校のPTA活動の事情に応じた丁寧な支援に取り組んでいきます。 ③全市と各区において「家庭教育推進連絡会」を16回実施しました。家庭教育に関する好事例を横展開し、情報共有することができました。 ④⑤企業や地域団体等と連携した家庭教育支援講座については、市内企業団体等へ説明を行うなど広報を行いました。家庭教育支援講座の実施はありませんでした。今後は、家庭教育啓発物の改定や市ホームページの充実等を進めるとともに、市内各施設や子育て関係機関等にも広報協力の依頼を行い、幅広く周知等の取組を進めます。
	施策2 地域における教育活動の推進	地域教育会議のさらなる活性化や、地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力の向上を図る仕組みづくりを進めます。 また、多世代がつながり、学び合い、子どもたちの学ぶ意欲の向上と豊かな人間性の育成を図るとともに、連携・協働に基づく持続可能なネットワークづくりを進めます。	36	地域における教育活動の推進事業	地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。 また、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。	①地域教育ネットワークの構築に向けた取組の推進に向けた推進会議の開催 ②地域教育会議における地域教育コーディネーターの設置 ③子ども会議や子ども集会などの充実による意見表明の場の拡充 ④地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けて、議題やテーマに応じて幅広い地域団体が会議に参加できるよう川崎市地域教育ネットワーク推進会議運営等要綱を改正し、会議を2回開催いたしました。 ②地域教育会議では、地域の緩やかなネットワーク作りを進めるため、全51中学校区中32中学校区で地域教育コーディネーターを設置しました。 ③子ども会議については、昨年度拡充した内容をもとに、子どもたちが地域団体や企業等の大人とも話し合う機会を設けるなど、様々な企画を組み合わせ、子どもたちの意見表明の場を確保するとともに、子どもの声を行政をはじめとする社会全体で受け止めるための取組を実施しました。 ④市内32か所のスイミングスクール等と連携して水泳教室を開催しました。保護者へ周知する広報媒体が変更になったこと等により、応募者が昨年より減少したものの、ほぼ目標どおりの子どもの泳力向上に寄与することができました(参加者数:2,548人)。
			37	地域の寺子屋事業	地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。	①地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進(寺子屋開設数:93か所) ②養成講座等による地域の寺子屋の運営に関わる人材(寺子屋先生・寺子屋コーディネーター)の確保 ③地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発 ④外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室の実施	目標を下回りました。 ①地域や学校の実情に応じて寺子屋を拡充することとしており、現状で担い手が見当たらないエリアがあるなどの課題により、目標値を下回っています。未開講の多いエリアにおいては、地域の団体や関係者へ事業概要の説明を行うとともに、地域の繋がりから新たな人材の紹介を受けるなど、担い手の掘り起こしに向けた取組を行います。さらに、フォーラムの開催や地域の掲示板の活用等、幅広い広報展開を行い、寺子屋開講の機運づくりを行います。 ②寺子屋先生養成講座を市内9か所で開催し、うち2か所は中学校への展開を視野に、3か所は小・中学校への展開を視野に入れた開催とし、合計で158人の申込がありました。また、寺子屋情報交換会及び寺子屋先生スキルアップ研修を市内6か所でそれぞれ開催し、合計で119人の参加がありました。 ③高校生や大学生など次世代の担い手確保をテーマに、12月21日に地域の寺子屋推進フォーラムのバネル展示を川崎アゼリアで、2月8日にトークセッションを川崎市総合自治会館で開催し、幅広い世代の事業参加に向けた機運づくりを行いました。 ④地域ぐるみによる外国につながる子どもの学習支援等として、外国につながる子ども向け寺子屋を市内5か所で実施し、日本語学習の支援を進めました。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策 Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	施策 1 自ら学び、活動するための支援の充実	"市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、さらなる学びにつなげる"という、学びと活動の循環を推進していくため、市民館・図書館において、学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える生涯学習の拠点をめざした取組や、市民にとって役立つ、地域の中で頼れる知と情報の拠点をめざした取組を進めていきます。	38	社会教育振興事業	教育文化会館・市民館・分館において、市民の学習や活動の支援、社会教育を担う団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行うとともに、学習の成果や地域の人材資源の活用を図り、市民の力による地域の教育力とまちづくり力の向上を図ります。	①市民が集う利用しやすい環境づくり ②多様な市民ニーズに対応した学びの支援 ③多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり	目標を下回りました。 ①令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、オープンスペースを活用した学びの場づくりや、身近な地域での出張型講座等の開催に取り組み、市民館への来館が困難な方でも事業に参加することができる環境づくりを行いました。 ②多様な学びの提供として、学生を対象とした青少年教室、成人教室、シニア向け講座等、世代別の講座を幅広く実施しました。 ③様々な分野において豊富な経験や資格、技術等を持っている市民が身近な学習支援者として活躍できるよう、育成・支援を行う市民講師事業等を実施するとともに、市民自主学級や市民自主企画事業などにより、市民提案・協働での課題解決型事業の推進と事業の企画委員会活動等を通じて地域人材の育成を行うことができました。 社会教育振興事業の実施数は、目標を下回ったため、引き続き市民が参加しやすい実施形態の検討及び実施を行うとともに、新たなニーズに対応した新規事業の実施を検討するなど、市民が集う利用しやすい環境づくりに取り組んでいきます。
			39	図書館運営事業	市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効率的・効果的な図書館運営をめざします。	①一人ひとりの市民が使いやすいくみづくり ②多様な利用ニーズに対応した読書支援 ③地域や市民に役立つ図書館づくりの推進	目標どおり達成できました。 ①図書館において様々な特集や資料展示による図書資料の紹介を行うとともに、市制100周年記念事業として「絵本展」「あなたのイチ推し本」事業、読書普及講演会等のイベントを実施するなど図書館利用促進のための取組を推進しました。 ②令和6年10月に電子図書館を本格実施し、コンテンツの追加等による電子書籍の拡充や、図書館総合システムと電子図書館が連携することによって予約本に関する通知が届くようになるなど、市民の利便性の向上を図りました。また、令和7年2月から電子図書館トップページに、協賛企業等による特色ある電子本棚を設置、公開するなど、電子図書館コンテンツの充実を図りました。さらに、自動車文庫の運行や、来館困難者や障害者等への支援として対面朗読、郵送貸出サービス、有料宅配サービスを実施し、多様な利用ニーズに対応した読書支援を行いました。 ③令和6年度は、川崎市立図書館として90.5万タイトルの広範な図書館資料を提供しました。また、地域資料の巡回企画展として「学校副読本などを通じて川崎の昔をふりかえる」企画展を各地区図書館で開催するとともに、庁内関係部署と連携した特集展示を各図書館で展開することにより、市民の課題解決等に役立つ資料の提供を行いました。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
	施策2 生涯学習環境の整備	市民の生涯学習や地域活動の場としての学校施設の有効活用の促進や、身近な社会教育施設等の利用環境の向上を図るとともに、今後の市民館・図書館が、求められる多様なニーズへ柔軟に対応していける体制づくりを進めます。	40	生涯学習施設の環境整備事業	市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、社会教育施設等の環境整備を図るなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。	①身近な地域における活動の場としての学校施設(校庭、体育館、特別教室等)の更なる活用の推進 ②老朽化した社会教育施設等の環境整備 ③教育文化会館の労働会館との再編整備の推進 ④宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組 ⑤市民館・図書館における多様なニーズに対応するための効率的・効果的な管理運営体制の構築	ほぼ目標どおり達成できました。 ①校庭141校、体育館167校、特別教室等107校において学校施設を開放しました。「みんなの校庭プロジェクト」の取組として、子どもたちを中心としたルールづくりに取り組みながら、工事中を除く全ての市立小中学校で校庭開放を実施しました。「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針」に基づき、学校施設を利用する際の制度や手続の整理・統合の取組(12月に規則改正)、令和7(2025)年度からの全校での予約システム等の運用開始に向けた取組(説明会を10回開催、コールセンターの設置)、利用者による相互協力を前提とした仕組みへの移行(委託の見直し、持続可能な運営体制への順次移行)といった取組を行いながら、使用料の見直し(全ての施設に使用料を設定)を行いました。 ②老朽化した社会教育施設等の環境整備を進めるため、川崎図書館のトイレ改修工事等を実施したほか、特定天井対策として多摩市民館の大ホールの特定期間の天井の状況や設備等の劣化調査を実施するとともに、高津市民館の大ホールの特定天井の対応方針を作成しました。幸市民館・図書館の改修について、パブリックコメント手続きにより市民意見を聴取の上、令和6年8月に基本計画を策定しました。また、工事期間中の対応として、代替機能の確保に向けて検討を行いました。 ③教育文化会館と労働会館との再編整備について、令和6年4月に工事着手しましたが、改修工事の過程において、敷地内に地中埋設物が確認され、その除却等に伴い工事期間の延長が必要となったため、供用開始時期が令和8年2月から令和8年9月に延長となりました。また、条例や規則を制定するとともに、指定管理者の募集に向け、PPPプラットフォームを活用した事業者との対話等により、施設の運営方法に合わせた最適な管理手法を検討し、仕様書の作成を進めました。 ④宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備について、再開発事業のスケジュール変更を踏まえ、駅前街区の供用開始時期を令和14年度に、北街区の供用開始時期を令和18年度に変更しました。また、施設全体の設計等と調整を図りながら基本設計を実施しました。 ⑤市民館・図書館における多様なニーズに対応する効率的・効果的な管理運営体制を構築するため、多摩市民館・麻生市民館・岡上分館・麻生図書館・柿生分館の指定管理者制度導入に伴う市民館条例及び図書館設置条例の改正を行うとともに、中原市民館・高津市民館・橋分館における指定管理者の選定を行いました。
基本政策するための環境をつくろ、	施策2 生涯学習環境の整備		41	社会教育関係団体等への支援・連携事業	生涯学習団体や主体的に活動する社会教育関係団体への支援を行うことで、市民の生涯学習の機会の充実を図ります。	①生涯学習財団、社会教育関係団体への支援による学習機会の充実(参加者数:12,700人以上)	ほぼ目標どおり達成できました。 生涯学習財団については、本市の生涯学習の推進のため、全市的・広域的視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援を行うとともに、多様な主体と連携し、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組める環境づくりを進められるよう補助金の交付や助言等を行いました。生涯学習財団の補助事業参加者数については、川崎市民アカデミーとの協働事業において毎年開催していた事業の見直しなどがあり、目標数、昨年度実績数ともに下回りました。今後も引き続き、より多くの市民の方に参加してもらえるよう、参加者の少ない教室の見直しや、広報や講座のテーマ選定を工夫するなどの改善を行います。 川崎市地域女性連絡協議会については、本市における、平和・環境・子育てなど、様々な地域課題に取り組んでおり、その活動に対し補助金の交付や助言等を行いました。平和・人権や男女共同参画、消費生活、環境などに関する学習・実践及び情報交換が行われ、地域活動の充実が図られました。 川崎市PTA連絡協議会への支援については、PTA活動の適正化と活性化により、家庭や地域における子どもたちへの教育力の向上に係る取組に対し、補助金の交付を行ったほか、行政と相互連携を図りながら、互いに活動を推進しました。また、8月にとどろきアリーナで開催された全国研究大会に向けて、運営の相談対応や関係各所との調整など、必要な支援を行いました。

令和6年度の教育プラン事務事業の評価結果一覧

基本政策Ⅷ

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策 Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	施策1 文化財の保護・活用の推進	「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、地域と連携しながら市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を図ります。また、国史跡橋樹官衙遺跡群の保存管理・活用・史跡整備等を計画的に推進します。	42	文化財保護・活用事業	市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、育まれ、継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。	①「文化財保護活用計画」の総括と(仮称)文化財保存活用地域計画策定に向けた課題整理 ②指定文化財の保存修理の実施 ③専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保(文化財ボランティアが参加した事業日数:20日以上) ④埋蔵文化財の発掘調査等の実施	目標どおり達成できました。 ①令和6年7月に文化庁長官の認定を受けた「川崎市文化財保存活用地域計画」に基づき、各種の取組を推進した。指定文化財及び地域文化財の現状把握調査は45件実施、計画的な文化財の指定・登録については、北條鉄工事務所他4件を国登録有形文化財として登録しました。川崎市地域文化財については、令和6年4月～6月に候補の募集を行い、24件を新たに決定しました。文化財の公開機会の創出としては、指定文化財等現地特別公開を宮前区の影向寺で3日間実施、関連講座と併せて1,135人の参加がありました。 ②指定文化財の保存修理については、市ノ坪の富士講関係資料(木造食行身禄坐像及び造像記ほか関連文書類)のうち、木造食行身禄坐像1軀、細山坂東谷古墓出土火葬骨蔵器1点、下原遺跡縄文時代後晩期出土品のうち縄文土器15点を実施しました。 ③文化財ボランティアについては、石造物(庚申塔)の調査を行うとともに、指定文化財等現地特別公開(令和6年11月8日～10日、宮前区影向寺)での文化財解説及び保安等の活動を行いました。また、新たな担い手の育成のため、第3期文化財ボランティア講座を開講し、受講者24名、8回の講座を実施しました。 ④埋蔵文化財の発掘調査の実施については、小杉御殿町遺跡第10地点ほか5件を適切に実施しました。
			43	橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業	古代川崎の歴史的文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橋樹官衙遺跡群」の保存・活用を図ります。	①「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく保存管理・活用の実施 ②市民との協働による史跡環境の整備・維持の推進 ③「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく整備の推進 ④橋樹官衙遺跡群の調査・研究の推進	目標を上回って達成できました。 ①「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく保存管理・活用については、有識者会議を3回を実施するとともに、史跡地内の除草・剪定業務を4回、史跡の適切な保存管理を行いました。 ②橋樹官衙遺跡群活用事業については、橋樹歴史公園オープン記念式典に460人、復元倉庫内部特別公開に547人、史跡近隣小学校8校への出前授業11回1038名、小学校・豊学校等7校への歴史公園見学説明8回684人、寺子屋事業での橋樹関連事業実施10回126人、史跡めぐり2回で66人、橋樹学講座4回で229人、発掘調査現地見学会1回で81人の参加があったとともに、職員を講師として16回派遣し計570人の市民等に講義を行い、目標の420人を上回る3,801人の実績をあげ、市民の史跡への理解を促進し、関心を高めることができました。 ③市民との協働による史跡環境の整備・維持の推進については、影向寺重要文化財・史跡保存会や地元町内会を母体に設立された橋樹郡衙跡史跡保存会等と協働して史跡環境保全を実施しました。 ④「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく取組の推進については、橋樹官衙遺跡群調査整備委員会の指導・助言を受けつつ、整備基本計画の改定に向けた資料作成及び庁内調整等を実施しました。 ⑤橋樹官衙遺跡群の調査・研究の推進については、千年伊勢山台遺跡[橋樹郡家跡](第40次)の発掘調査を実施しました。

基本政策	施策	概要	番号	事務事業名	事務事業の概要	当該年度の主な取組内容(目標)	主な取組の実績
基本政策 Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	施策2 博物館の魅力向上	日本民家園における民家の暮らし調査や、かわさき宙と緑の科学館における市域の生物調査などにより、各施設の専門性を充実させるとともに、学校・地域等との連携により博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。	44	日本民家園管理運営事業	国・県・市の指定文化財25件を有する日本有数の古民家の野外登録博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の向上を図るため、「日本民家園」を運営します。	①江戸時代の古民家の野外展示 ②伝統的生活文化に関する企画展示及び各種講座等による教育普及事業の実施 ③観光客の積極的誘致に向けた広報活動の実施 ④文化財建造物・民具などの保存整備と調査研究 ⑤生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ⑥「(仮称)川崎市立日本民家園運営基本方針」の策定に向けた準備・調整 ⑦計画的な施設の補修等の推進(文化財建造物を除く)	目標を下回りました。 ①来園者満足度アンケート及び来園者数については、野外施設であることから気候の影響を大きく受け、目標を下回りました。今後は気候の影響を受けにくい取組を積極的に展開するなど、来園者増に向けて取り組みます。 ②教育普及事業は、夜間公開や伝統芸能公演などの各種行事を実施するとともに、体験学習プログラムの見直しを行いました。 ③広報活動については、SNS等を活用して情報発信を行うなど計画どおり実施しました。 ④保存整備については、耐震補強工事等を計画どおり実施しました。調査研究については、民俗調査「暮らしと家」の計画を策定し調査に着手しました。 ⑤事業連携については、青少年科学館との連携イベントを計画どおり実施しました。 ⑥運営基本方針については、本方針に基づき事業を効率的・効果的に進め、施設の魅力向上に向けた取組を推進しました。 ⑦計画的な施設の補修等については、園路補修・排水工事を実施し、バリアフリー化と環境改善に取り組みしました。
			45	青少年科学館管理運営事業	自然・天文・科学の3つの柱を中心に、市民の科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市唯一の自然系登録博物館として、「青少年科学館」(かわさき宙と緑の科学館)を運営します。	①「青少年科学館運営基本計画」に基づく事業推進 ②自然・天文・科学の3分野の実物・標本・模型などの資料展示(年間来館者数:291,000人) ③自然観察教室や科学実験教室など、体験を通した教育普及の取組の推進 ④プラネタリウム「MEGASTAR-Ⅲ FUSION」を活用した天文知識の普及啓発の実施 ⑤ボランティア、市民活動団体等の育成・支援 ⑥生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ⑦計画的な施設の補修等の推進	目標を下回りました。 ①おおむね10年間を計画期間とする当館事業の方向性を示す第2期運営基本計画に基づく事業推進については、学芸職員を中心に中長期の視点を持って収集保存、展示、調査研究、教育普及等の博物館事業に取り組みしました。 ②年間来館者数については、酷暑などの気象条件なども影響し、245,195人(速報値)となりました。その中でも四季ごとに生田緑地の動植物を紹介する展示や地層剥き取り標本の特別展示を行うなど、来館者の理解を深める展示に取り組みしました。新たな取組として、本庁舎復元棟205会議室において、出張展示「オーロラワンダー写真展」、「プラネタリウムの舞台裏」を開催しました。また、来館しなくても家で科学館の魅力に触れてもらえるよう館のホームページで公開を開始した、「おうちで楽しむデジタル科学館」について継続して発信するとともに、天文、動植物に関する情報を展示やSNSで積極的に発信しました。今後も、来館者増に繋がるようSNS等を活用した広報や科学館事業に取り組みます。 ③自然観察教室や科学実験教室など、体験を通した教育普及の取組の推進については、サイエンスワークショップなどの科学実験教室は市民団体等と実施し、参加者数は11,321人となりました。今後は実施方法等を工夫しながら、より多くの市民参加がなされるよう事業を実施します。 ④プラネタリウムを活用した天文知識の普及啓発の実施については、実施方法や定員をコロナ禍前に戻して事業を行い、プラネタリウムワークショップ(137人)、各種天体観測会(1,554人)、コンサート(98人)、講演会(65人)を開催しました。また、プラネタリウムの有効活用として一般団体が貸切利用できる「星空自由空間」については、乳幼児が星空を楽しむ場や専門学校の交流事業として利用されるなど、3回実施しました。夏の猛暑が影響するなど緑地全体の利用者数が少なく、プラネタリウム観覧者数を含め講座参加者数は目標を下回りましたが、市民館や商業施設と連携した取り組みにより、多くの方に参加できるよう館外での事業を実施しました。また、SNSを活用した天文情報の発信など、来館しない方へ向けても教育普及活動を実施しています。今後は実施方法等の工夫に加え、積極的な広報など参加者数の増加に努めてまいります。 ⑤研修会の実施等によるボランティアの育成、市民活動団体等の支援については、自然サポーター研修会(4回)、科学サポーター研修会(6回)、天文サポーター研修会(4回)を開催し、「アストロテラス夜間公開」など天体観測会において修了者の活用を図るとともに、サイエンスワークショップなど科学実験教室を市民活動団体と連携して実施しました。今後も実施方法等を工夫しながらより多くの市民参加がなされるよう事業を実施します。 ⑥生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組については、日本民家園との連携により「セタ」「お見見」事業を実施しました。また、生田緑地近隣の日本女子大学附属高等学校天文クラブと連携したプラネタリウム発表会や、宮前市民館との連携による大ホールでのプラネタリウム投影に加え、星空ウォッチングや企画展「かわさきの環境100年」では環境局と連携し、市制100周年動画を一般投影の前に放映するなど、本市の施策に貢献するとともに、メキシコ大使館との連携による「メキシコデー」の開催や、高津区溝口にある商業施設ノクティプラザとの連携による「星空観望会」など、庁内外様々な機関と連携した事業を実施しました。 ⑦計画的な施設の補修等については、指定管理者と連携して補修計画を立案するとともに、利用者の安全に関わる箇所を最優先に、長寿命化に配慮しながら迅速かつ効率的に補修等を実施しました。